

喜茂別町下水道事業経営戦略

(平成28年度～平成37年度)

平成29年2月

喜茂別町建設課

経営戦略策定の目的

下水道は、町民の環境衛生の向上、および健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するために欠かすことが出来ない公共性、公益性の高い重要な基盤施設であります。

本町の下水道事業は、平成8年に特定環境保全公共下水道として、下水道法事業認可を取得し、平成13年に供用開始をしました。

平成27年度末における公共下水道の普及率は約83.8%に達しています。今後は、維持管理や改築更新に重点を置いた経営が必要となります。

一方、少子高齢化の進行、生活様式の多様化、省資源化、経済成長の鈍化など、社会の潮流は転換期を迎えており、これらは下水道事業の今後の経営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

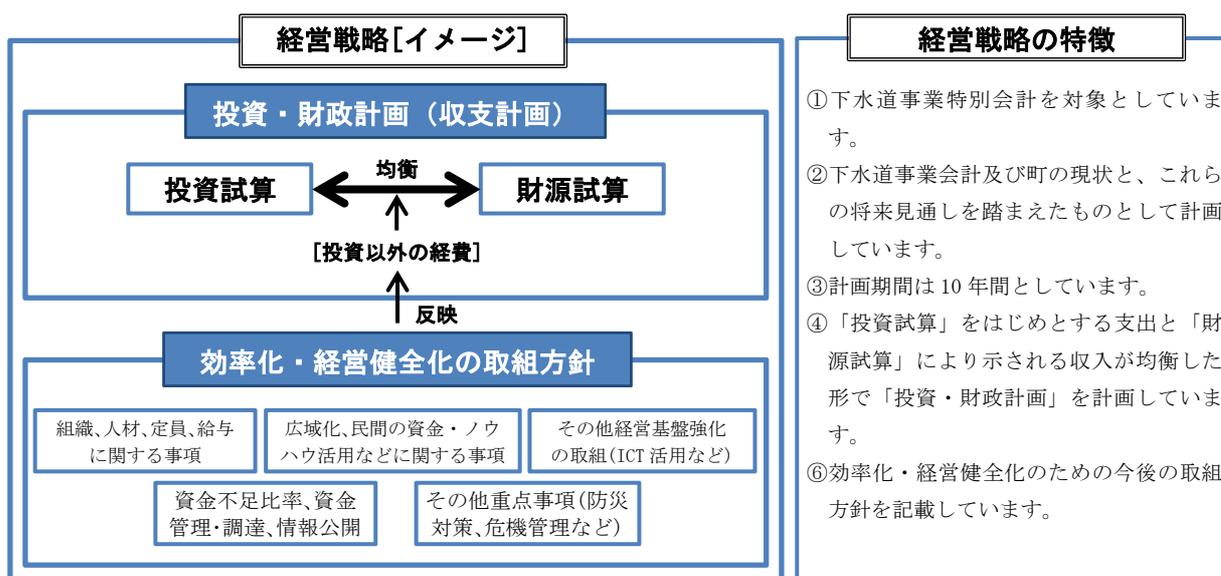
経営戦略の目的は、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図ることにより、今後も町民に下水道サービスを持続的・安定的に提供していくためのガイドラインとして策定するものであります。

総務省 通知

平成26年8月に「公営企業の経営に当たっての留意事項について」により、「経営戦略」を策定し経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。に向けた取り組みが要請された。

「経営戦略」についての基本的な考え方と構成

- 「経営戦略」は下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。
- 「経営戦略」は「投資試算」(施設・設備投資の見通し)などの支出と「財源試算」(財源の見通し)を均衡させた「投資・財政計画」(収支計画)が中心です。
- 組織効率化・人材育成、広域化、PPP/PFIなどの効率化・経営健全化の取組方針を記載しています。



目次

喜茂別町特定環境保全公共下水道事業

1. 事業概要	4
(1) 事業の現況	4
(2) 民間活力の活用など	5
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	6
2. 経営の基本方針	10
3. 投資・財政計画	11
(1) 投資・財政計画（公共下水道）	11
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	15
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	19
4. 経営戦略の事後検証、更新などに関する事項	20

喜茂別町下水道事業経営戦略計画

団体名	喜茂別町
事業名	公共下水道事業
策定日	平成29年2月
計画期間	平成28年度～平成37年度（10年間）

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年4月1日 (2001年)	法適 (全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	22.0人 H27年度末	流域下水道などへの 接続の有無	無し
処理区数	1処理区(喜茂別処理区)		
処理場数	1箇所(きもべつ浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成24年に下水道計画区域を見直し、計画区域面積84.5haから82.1haとして、現状に見合う計画に縮小変更しました。 平成24年からは、下水道計画区域以外は、合併浄化槽で整備しています。		

*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施などの他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指すこと。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収などの事務の一部を一部事務組合によって実施する場合など)を指すこと。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽などの各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指すこと。

② 使用料

一般家庭用使用料体系 の概要・考え方*1	基本料金(1月につき) 基本水量10m ³ まで: 1,574円 超過水量 1m ³ につき174円		
その他の使用料体系の 概要・考え方*1	<大口用一種の汚水> 基本料金(1月につき) 基本水量20m ³ まで: 3,146円 超過水量1m ³ につき147円		
	<大口用二種の汚水> 基本料金(1月につき) 基本水量100m ³ まで: 13,107円 超過水量 1m ³ につき116円		
	<臨時用汚水> 基本料金(1月につき) 基本水量1m ³ まで: 189円 超過水量1m ³ につき189円		
	条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,180円 平成26年度 3,314円 平成27年度 3,314円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載

*1 超過料金は一般用が2ヶ月ごとで、その他は1ヶ月ごとの検診で算定しています。

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいいます。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含みます)をいいます。

③ 組織

職員数	建設課は平成27年度現在で、業務は簡易水道事業、下水道事業、合併浄化槽事業、土木事業などに兼務して従事しています。職員給与費の予算処置については、建設課全体で7人、下水道事業特別会計に1人を置いている状況です。
事業運営組織	平成16年度に、上下水道課と建設課を建設課に統合し、平成17年度には建設水道係下水道係を上下水道係に統合し、職員の削減に取り組み現在に至っています。

(2) 民間活力の活用など

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務、施設機械警備業務、消防施設保守点検業務、電気設備管理業務、水質検査業務、脱水ケーキ収集運搬業務、汚泥成分検査業務、汚泥・し渣運搬業務、沈砂処理業務を民間業者に委託しています。上記業務は個別発注せず、一括発注できる業務はとりまとめ、施設運営経費の削減に努めてきました。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続しつつ、他町村の包括的民間委託の動向を踏まえ、包括的民間委託などを検討していく予定ですので、指定管理者制度については未実施です。
	ウ PPP・PFI	現在の民間委託を継続しつつ、他町村の包括的民間委託の動向を踏まえ、包括的民間委託などを検討していく予定ですので、PPP・PFIについては未実施です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥 ・発電など*4)	平成10年度に地域資源循環活用の施設として堆肥盤を建設し、有畜農家と畑作農家の連帯のもと低コストの堆肥を生産して、健全な土づくりによる農業生産の向上を目指してきました。 平成13年4月より供用開始されたきもべつ浄化センターから発生する下水道汚泥は、委託処分をしないで(高額処分費になる)、合わせて堆肥化してきており、下水道汚泥処分費の削減を推進し、有効利用を図っています。
	イ 土地・施設など利用 (未利用土地・施設の 活用など*5)	将来、きもべつ浄化センターの能力に余裕が出てくる可能性があり、余裕施設の活用に必要な投資に見合う収益が確保できるか不明なこと、また、今現在、建設改良費、企業債元利償還費が多額に上ることから未検討です。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱など、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資源を含みます)を用いた収入増につながる取組を目指すこと。

*5 「土地・施設など利用」とは、土地・建物など、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指すこと(単純な売却は除きます)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について）（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付しています。

平成27年度に策定・公表しました、平成26年度決算「経営比較分析表」を添付しております。
この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す**経営指標**を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

① 経営指標の説明

<経営の健全性>

・収益的収支比率(%)

$$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

【指標の意味】

法非適用企業に用いる収益的収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

【分析の考え方】

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。

数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。

・企業債残高対事業規模比率(%)

$$\frac{\text{企業債現在高} - \text{一般会計負担分}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金} (\text{公費負担分を除く})} \times 100$$

【指標の意味】

料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられます。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

<経営の効率性>

・経費回収率（％）

$$\frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費用（公費負担分を除く）}} \times 100$$

【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

【分析の考え方】

当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要です。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

・汚水処理原価（円）

$$\frac{\text{汚水処理費用（公費負担分を除く）}}{\text{有収水量}} \times 100$$

【指標の意味】

有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられます。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

また、必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要です。

・施設利用率（％）

$$\frac{\text{晴天時一日平均処理量}}{\text{晴天時一日処理能力}} \times 100$$

【指標の意味】

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられますが、一般的には高い数値であることが望まれる。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。

・水洗化率（％）

$$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

【分析の考え方】

当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいです。一般的に数値が 100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要です。

（参考）各指標の組み合わせによる分析の考え方

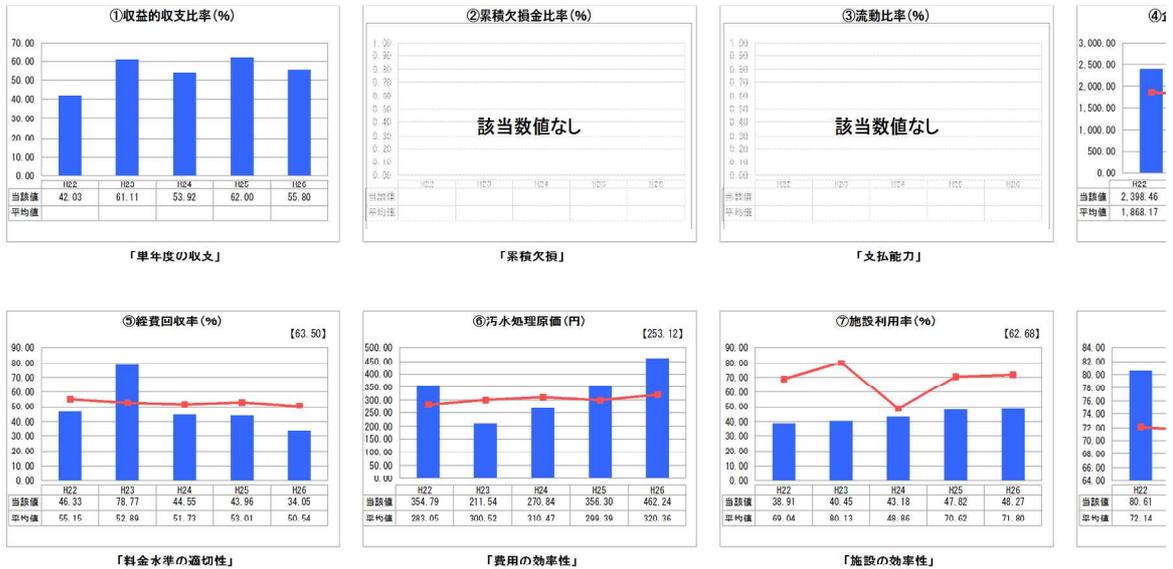
指標	分析の考え方
経営の健全性・効率性	
①経常収支比率	経常収支比率が 100%以上となっても、累積欠損金比率が高い場合は、引き続き経営改善を図っていく必要があります。
②経費回収率 ③汚水処理原価	汚水処理原価が高くなれば、経費回収率が低くなり、経営の効率性を低下させる要因となっています。
経営の健全性・効率性 及び 老朽化の状況	
①経常収支比率	有形固定資産減価償却率が高く、経常収支比率が 100%を下回る場合は、施設の老朽化が進んでいるにも関わらず、その更新投資を料金収入では賄えていないため、将来の事業継続に向けて抜本的な対策を要する可能性があります。

経営比較分析表

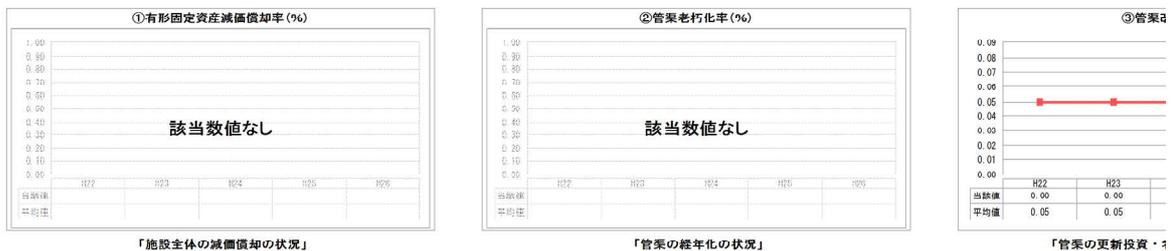
北海道 苫小牧市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	人口(人)	面積(km ²)
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D3	2,401	189.41
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)
-	該当数値なし	75.83	76.37	1,754	0.81
				1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
				3,314	

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

○適切で計画的な事業執行

平成13年4月1日の供用開始から約15年が経過した現在、下水道への接続率は飽和状態で、これまでの建設投資に伴う公債費（元利償還費）の大きな負担や維持管理費の増加傾向から厳しい経営を強いられ、限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行ってまいりました。

今後は、維持管理面において、老朽化して行く施設の長寿命化事業などを実施して行かなければならない時期を迎えており、更には、高齢化や人口減少が益々進行することが考えられるため、下水道料金水準なども検討した上で、財政計画を策定し、計画的な経営改善を続けていく必要があります。

また、将来的には公営企業会計適用により独立採算性、および透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討していきます。

○効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に民間委託の活用により業務の効率化を図りつつ、将来的には包括的民間委託などにより効率的な民間活用について検討していきます。

○収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図ります。また、収入の確保のため下水道使用料を確実に収入すると共に、国や企業債の資金を的確に調達していきます。

使用料に係る検針は委託しており、徴収業務は窓口事務業務を含め直営で行っています。

今後は、収納率向上、および滞納整理の強化を図っている自治体があることから、事例などを参考にしながら、本町においても検討していきます。

○水洗化の促進

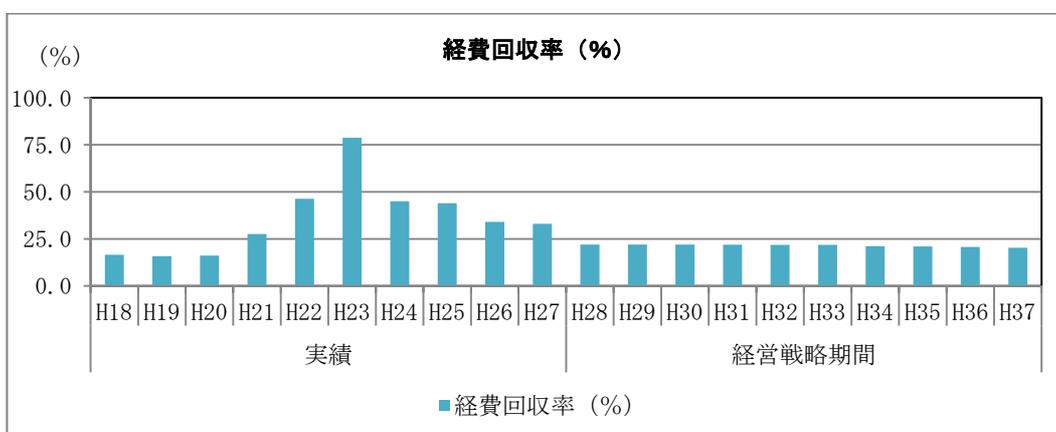
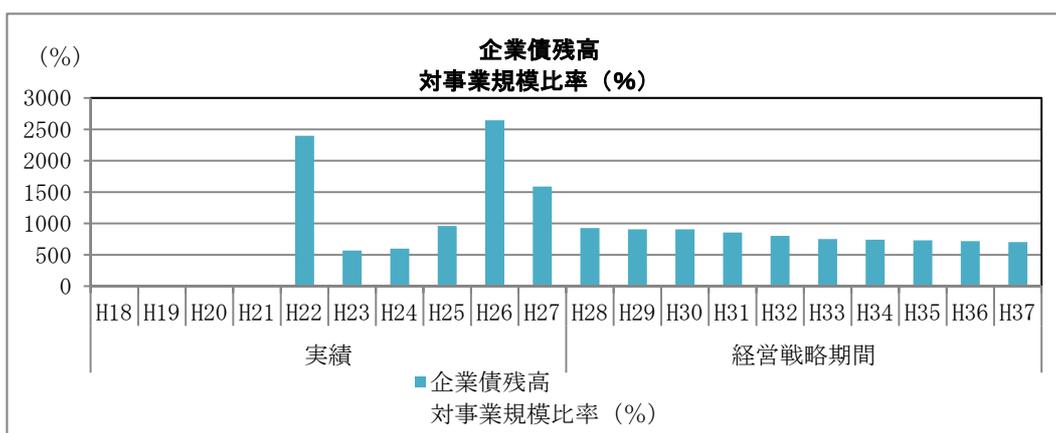
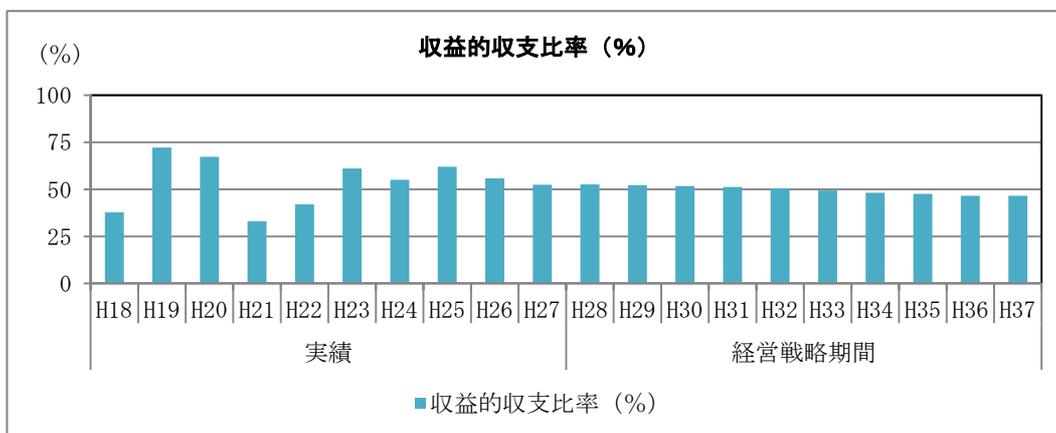
公共用水域の水質保全のため、下水道未接続者の解消に向け、水洗便所など改造資金融資あっせん制度について広報などの周知により、下水道への接続促進を行っていきます。

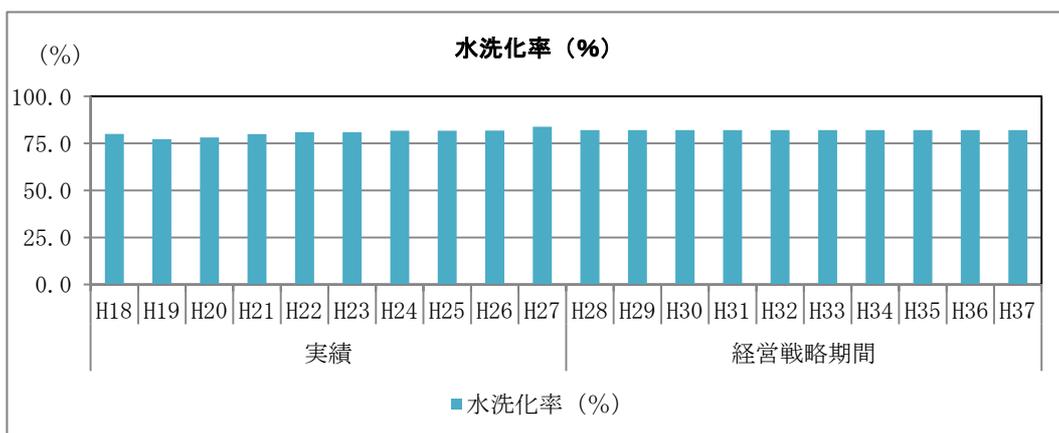
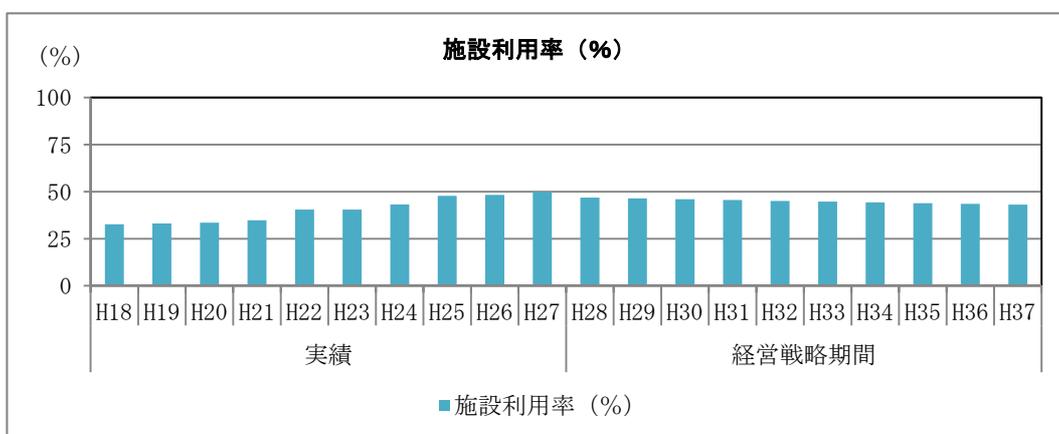
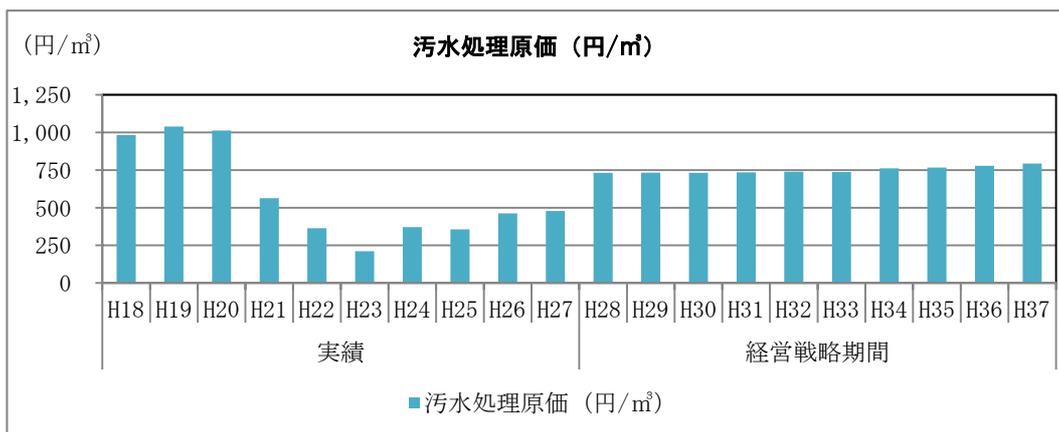
※将来の事業環境などを踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針などについて記載しています。

3. 投資・財政計画

(1) 投資・財政計画：13項のとおりです。

経営批評値の、直近の実績値と経営戦略期間の計画値の推移は、下図のとおりです。





(法非適用企業)

投資・財政計画（公共下水道）

(単位：千円、%)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 〔決算見込〕	本年度	経営戦略計画期間										
					平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	
収益的収入	1 総 収 益 (A)	68,593	60,932	55,861	53,302	52,456	51,608	50,805	49,893	48,202	48,152	47,388	46,610	47,031	
	(1) 営 業 収 益 (B)	22,724	23,465	22,686	21,219	21,030	20,840	20,651	20,461	20,271	20,082	19,892	19,703	19,513	
	ア 料 金 収 入	22,682	23,380	22,686	21,219	21,030	20,840	20,651	20,461	20,271	20,082	19,892	19,703	19,513	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ウ そ の 他	42	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 営 業 外 収 益	45,869	37,467	33,175	32,083	31,426	30,768	30,154	29,432	27,931	28,070	27,496	26,907	27,518	
	ア 他 会 計 繰 入 金	45,869	37,467	33,175	32,083	31,426	30,768	30,154	29,432	27,931	28,070	27,496	26,907	27,518	
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2 総 費 用 (D)	56,159	58,187	55,861	53,302	52,456	51,608	50,805	49,893	48,202	48,152	47,388	46,610	45,874	
	(1) 営 業 費 用	42,427	44,897	43,133	41,333	41,220	41,106	40,993	40,880	40,766	40,652	40,538	40,426	40,311	
	ア 職 員 給 与 費	8,183	8,773	8,751	8,751	8,751	8,751	8,751	8,751	8,751	8,751	8,751	8,751	8,751	
	ウ ち 退 職 手 当				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イ そ の 他	34,244	36,124	34,382	32,582	32,469	32,355	32,242	32,129	32,015	31,901	31,787	31,675	31,560	
	(2) 営 業 外 費 用	13,732	13,290	12,728	11,969	11,236	10,502	9,812	9,013	7,436	7,500	6,850	6,184	5,563	
ア 支 払 利 息	13,732	13,290	12,728	11,969	11,236	10,502	9,812	9,013	7,436	7,500	6,850	6,184	5,563		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	16	0	11												
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	12,434	2,745	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,156		
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	66,242	88,444	65,841	95,236	108,994	131,352	61,388	56,911	64,426	139,152	139,702	145,982	149,414	
	(1) 地 方 債	42,800	43,800	18,600	34,700	27,950	41,650	4,000	4,000	7,500	39,882	39,882	39,882	39,882	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 他 会 計 補 助 金	18,556	39,016	38,993	47,942	48,000	47,958	48,294	48,817	49,332	51,581	52,131	53,411	53,843	
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	3,970	5,148	8,154	8,800	30,450	41,650	6,500	4,000	7,500	47,595	47,595	50,095	51,595	
	(6) 工 事 負 担 金	916	480	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	
	(7) そ の 他	0	0	0	3,700	2,500	0	2,500	0	0	0	0	2,500	4,000	
	2 資 本 的 支 出 (G)	81,349	88,443	67,052	95,236	108,994	131,352	61,388	56,911	64,426	139,152	139,702	145,982	150,570	
	(1) 建 設 改 良 費	26,870	37,432	16,308	47,200	60,900	83,300	13,000	8,000	15,000	87,477	87,477	92,477	95,477	
	ウ ち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	54,479	51,011	50,744	48,036	48,094	48,052	48,388	48,911	49,426	51,675	52,225	53,505	55,093	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 15,107	1	△ 1,211	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,156		

(法非適用企業)

投資・財政計画（公共下水道）

（単位：千円、％）

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	経営戦略計画期間										
					平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 2,673	2,746	△ 1,211	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金	(K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	(L)	4,806	2,133	3,809	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,133	4,879	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支	黒 字 (P)	2,133	4,879	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598
	(N)-(O) 赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
収 益 的 収 支 比 率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	62.00	55.80	52.40	52.60	52.17	51.78	51.22	50.50	49.37	48.24	47.57	46.56	46.58	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (S)	22,724	23,465	22,686	21,219	21,030	20,840	20,651	20,461	20,271	20,082	19,892	19,703	19,513	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率	((T)/(V)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)														
地 方 債 残 高	(X)														

○他会計繰入金

（単位：千円）

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	経営戦略計画期間									
					平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年
収 益 的 収 支 分		45,869	34,994	33,175	32,083	31,426	30,768	30,154	29,432	27,931	28,070	27,496	26,907	27,518
うち基準内繰入金(収益的)		45,869	34,994	33,175	27,305	26,286	25,770	25,292	25,247	24,740	26,732	26,317	26,810	27,518
うち基準外繰入金(収益的)		0	0	0	4,778	5,140	4,999	4,862	4,185	3,192	1,338	1,178	97	0
資 本 的 収 支 分		18,556	39,016	38,993	47,942	48,000	47,958	48,294	48,817	49,332	51,581	52,131	53,411	53,843
うち基準内繰入金(資本的)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金(資本的)		18,556	39,016	38,993	47,942	48,000	47,958	48,294	48,817	49,332	51,581	52,131	53,411	53,843
合 計		64,425	74,010	72,168	80,025	79,426	78,726	78,448	78,249	77,264	79,651	79,626	80,318	81,361

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 投資・財政計画（収支計画）のうち投資についての説明

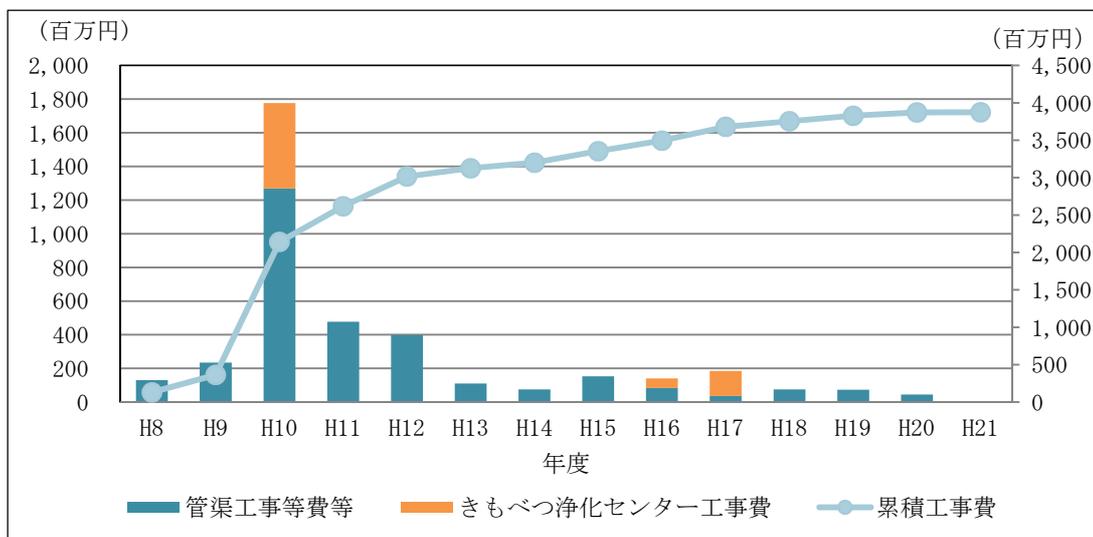
○投資の目標に関する事項

当町は、平成24年度の全体計画の変更をもって、下水道区域内の整備はほぼ完了しています。

整備状況としては、平成8年度～平成21年度の間、管渠工事など31億円、きもべつ浄化センター7.1億円であり、総額38.1億円に達します。

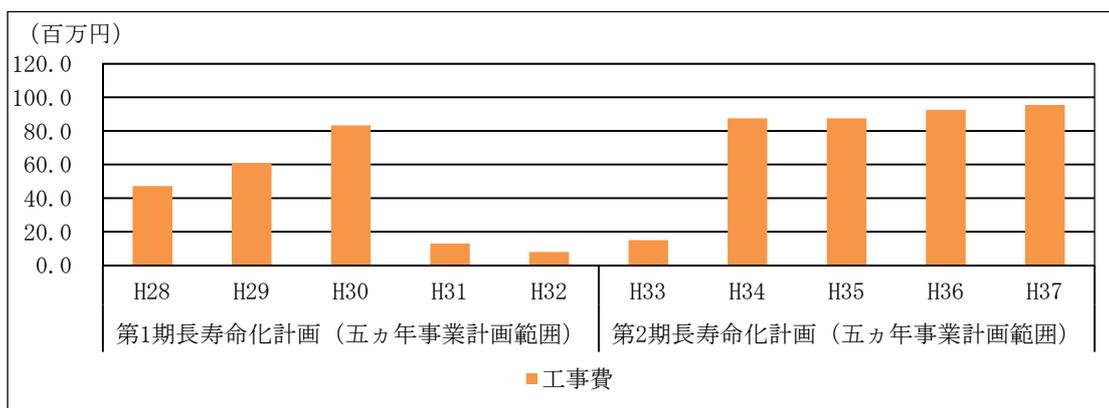
今後はきもべつ浄化センターの改築更新が主となることから、既策定済みの長寿命化計画を踏まえて機械・電気設備の改築更新を実施し、合わせて下水道施設の維持管理などを進めて行く予定であります。

なお、管渠施設については、平成13年4月1日の供用開始から約15年程度を経過しており、管渠の耐用年数である50年には達していないため、改築更新を予定していません。



○処理場などの建設・更新に関する事項

改築更新事業の工事費は5.9億円を計画しており、長寿命化支援制度事業により実施し、各年度の工事費は工期期間で出来るだけ突出しないように工事費の平準化計画を立てました。



○防災・安全対策に関する事項

管渠、処理場などの耐震化は既の実施済みであり、今後の投資はありません。

※収支計画の策定に当たって反映した取組について記載しています。

② 投資・財政計画（収支計画）のうち財源についての説明

○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

当事業における主な収益的収入は、営業収益の下水道使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金となっています。

そのうち下水道使用料については、近年、約22百万/年程度であり、今後の人口減少により減収は避けられないものと想定しているため、整備区域内の水洗化率の向上に努めることにより、減少率を抑えていきたいと考えております。

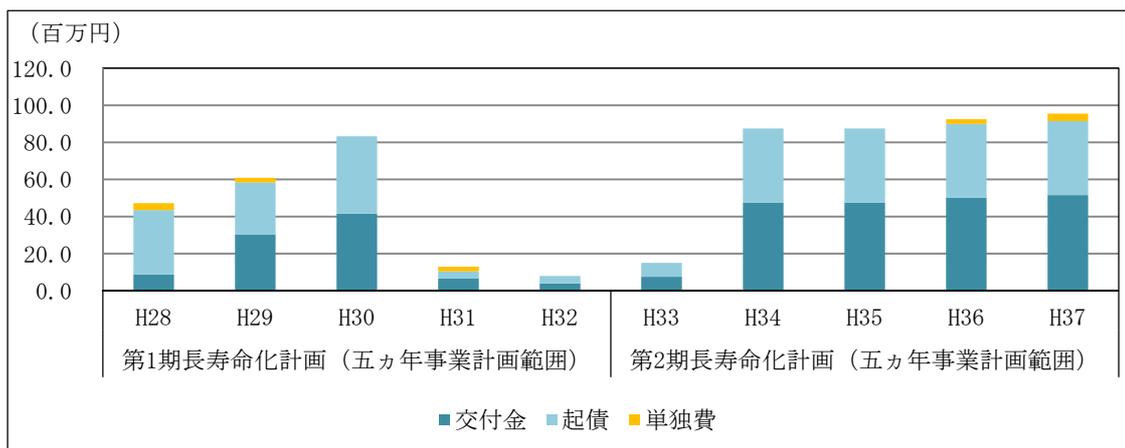
そのため、今後は、区域内の水洗化促進を優先課題と捉えつつ、公営企業会計に移行するとともに、下水道使用料体系の見直しを検討する必要があると考えております。

また、一般会計繰入金については、国が示す繰入基準に基づく繰入では不足しているため、繰入基準外の繰り入れもしており、平成27年度の収益的収支は約33百万円、資本的収支では39百万円で合計72百万円となっています。公営企業会計移行後は、新たに生じる減価償却費相当分に関する繰入金や基準内繰入についても、使用料改定と併せて検討して行く必要があると考えています。

○財源の目標に関する事項

交付金事業に係る国庫補助金、および、企業債収入を平成28年度から平成37年度まで計画しています。

また、確実な使用料収納と投資の平準化計画に基づき起債の発行計画を立てています。



○起債に関する事項

発行計画は、下水道事業債と過疎対策事業債を2分の1ずつ充当しています。

○繰入金に関する事項

一般会計繰入金については、繰入基準に基づく繰入に加え、経営の安定を図るため基準外に係る繰入も見込んでいます。

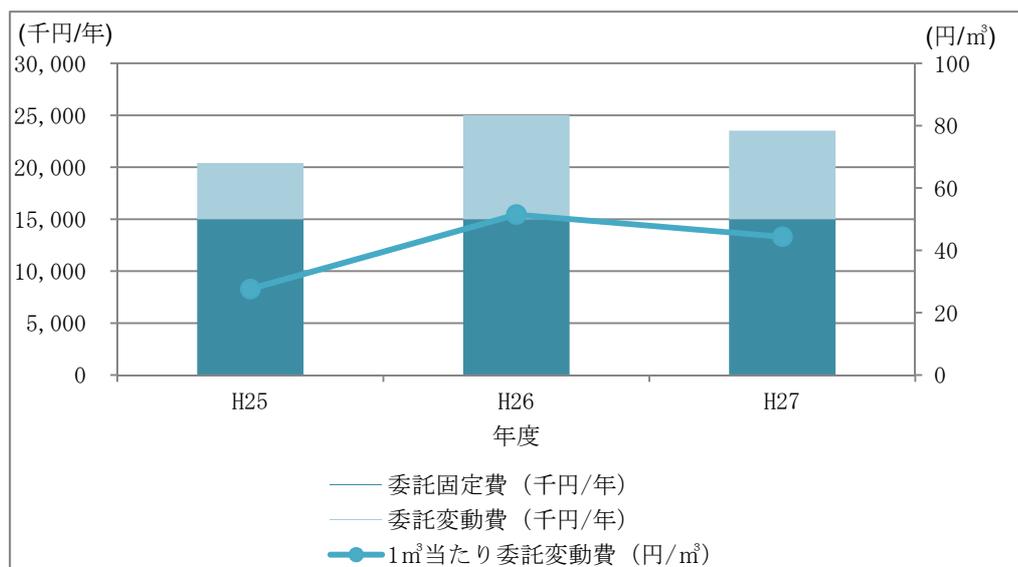
※収支計画の策定に当たって反映した取組について記載しました。

③ 投資・財政計画（収支計画）のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託などの民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）

下水道事業の包括的民間委託などの状況を踏まえ検討していきますが、現状では経費削減につながるかは不透明なため、今後検討していきます。

委託費用については、処理水量減少に伴う減額分を加味し算定するため、固定費15百万円とし、これ以外を変動費に分け、近年、委託費の変動がない3カ年の処理水量1m³当たりの委託変動費を算出し、平均値である41円/m³で算定しました。

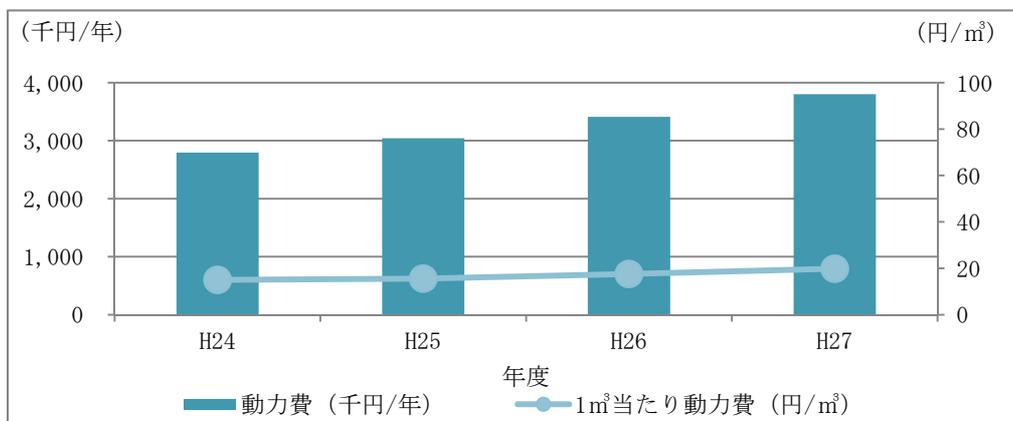


○職員給与費に関する事項

現在の職員数は1人であるため、これ以上の職員削減は困難な状況から現在の職員数は変えずに、平成27年度の職員給与費の8.8百万円で算定しました。

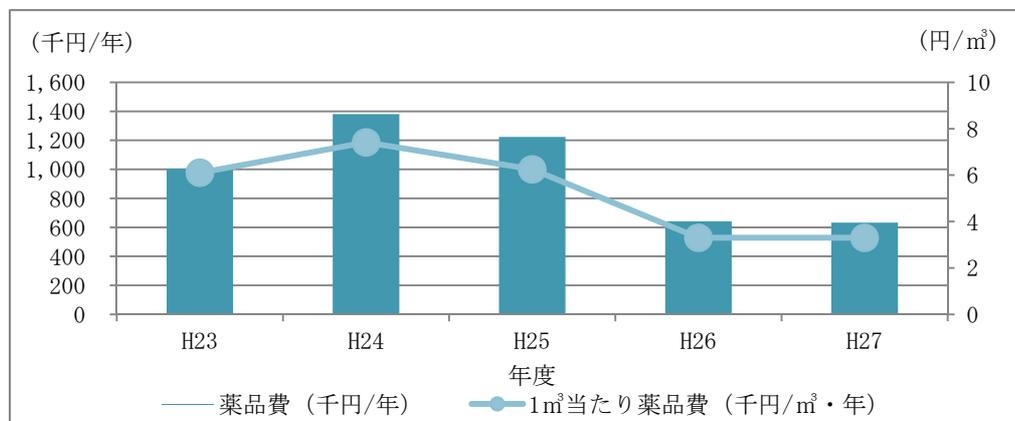
○動力費に関する事項

処理水量減少に伴う減額分を加味し算定するため、処理水量当たりの動力費がかならずしも一致しないことから、過去4年間の平均値である17円/m³で算定しました。



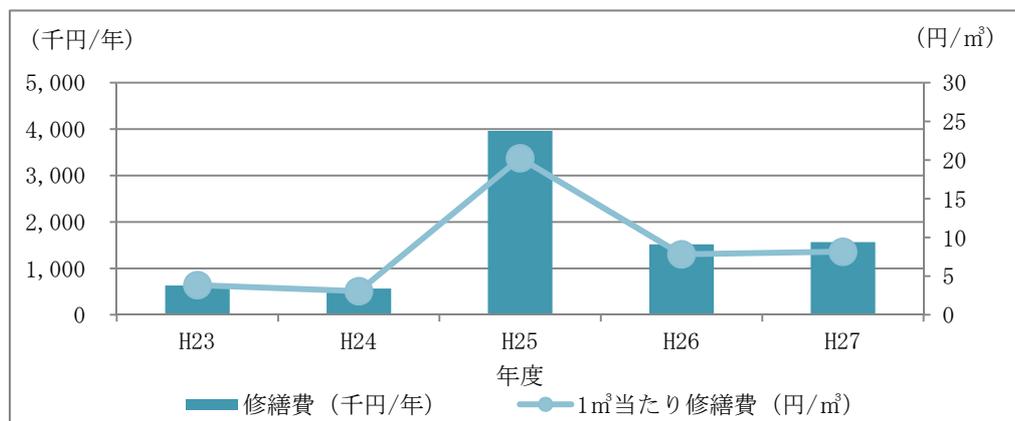
○薬品費に関する事項

処理水量減少に伴う減額分を加味し算定するため、処理水量当たりの薬品費がかならずしも一致しないことから、過去5年間の平均値である5円/㎡で算定しました。



○修繕費に関する事項

修繕費は、突発的な修繕もあり予測が難しいことから、過去5年間の処理水量当たりの平均値である9円/㎡で算定しました。



※収支計画の策定に当たって反映した取組について記載しました。

<取組例>

- ・民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託などの民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）
- ・職員給与費に関する事項
- ・動力費に関する事項
- ・薬品費に関する事項
- ・修繕費に関する事項
- ・委託費に関する事項

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

「(1) 投資・財政計画」において、実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で赤字が発生していますので、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率などの指標に係る目標値を記載しました。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>本町の下水道は、1箇所の処理場（喜茂別処理区のみ）により、下水処理を行っています。処理場は供用開始から約15年が経過しており、今後は老朽化による修繕など維持管理費が大きくなっていくことが想定されることから、引き続き処理場管理業務については、近隣自治体と共同化によるコスト比較を検討し、より効率的な維持管理を目指し、検討していきます。</p> <p>将来、さもべつ浄化センターの能力に余裕が出てくる可能性があり、余裕施設の活用に見合う投資が見合う収益が確保できるか検討していきます。</p> <p>下水道区域外においては、費用対効果から新たな下水道区域拡張は行わず、合併浄化槽の設置促進により水洗化を進めていく方針であります。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>本計画の事業は、長寿命化支援制度事業により実施していきます。各年度の工事費は工期期間で出来るだけ突出しないように工事費の平準化計画を立てました。今後、地方債償還金の変動が大きく見込まれないことから、現在は資本費平準化債の借入などは想定していません。</p> <p>長寿命化支援制度事業の交付金事業は、平成37年度で完了する予定です。今後は処理場以外の管渠などの更新工事が必要となってきますが、耐用年数を超えるものは計画期間中の10年以内にはありませんが、国の動向を注視しながら検討していきます。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)</p>	<p>今後、包括的民間委託の導入することも検討していきます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>特にありません。</p>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>今後は、5年おきを目途に下水道使用料の見直しを検討する必要があると考えています。現在のところ見直しの予定はありませんが、将来的には必要性、実施時期や改定内容について慎重に判断し、改定する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>平成27年度の繰越金は3.8百万円で運用益は僅かであります。また、企業債の元利償還が多額に上り、多くを一般会計からの繰入に頼っている状況では基金への積立を行うことは困難であります。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>建設改良に当たっては、国の交付金事業活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討していきます。</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託など、指定管理者制度、PPP/PFI など)	他自治体の下水道事業で実施状況などを調査し、包括的民間委託の成果を踏まえ、事業の公共性と効率性を考え、今後、検討していきます。
職員給与費に関する事項	計画期間中、公共下水道事業には1人の職員給与費を置いて算定しておりますが、事業の重要性や業務内容の変化など必要に応じて、職員の増を検討していく方針であり、最小限の職員数で、より良いサービスが提供できるよう、適正化に努めています。
動力費に関する事項	従来から運転方法を工夫して経費節減に取り組んでいますが、施設更新時に省電力の機器整備などの導入、また、電力自由化に伴う経費削減についても検討していきます。さらに、包括的民間委託などによる削減が可能か検討していきます。
薬品費に関する事項	従来から単価契約の実施などにより経費節減に取り組んでおりますが、包括的民間委託などによりより削減可能か検討していきます。
修繕費に関する事項	今後は管渠設備の長寿命化を図るため、計画的に点検、調査を実施し必要に応じて修繕を行っていく必要があります。これらの点検、調査、修繕について、包括的民間委託などによる削減が可能か検討していきます。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し、経費の削減、効率化に努め、包括的民間委託などによる削減が可能か検討していきます。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取り組んでいきます。 また、法適化を目指し、下水道利用者に対し、ホームページや広報誌などにより下水道の財政状況についてわかりやすい情報公開の方法について検討していきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新などに関する事項

経営戦略の事後検証、更新などに関する事項	毎年度、進捗管理（モニタリング）を行い、また、5年ごとに見直し（ローリング）を行うことによりPDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を行っていきます。
-----------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

※進捗管理（モニタリング）や見直し（ローリング）などの経営戦略の事後検証、更新などに関する考え方について記載しています。